

第3次

五木村男女共同参画社会づくり計画

～ 男女共生の住みよいむらづくり ～



令和4年3月

五 木 村

はじめに

近年の社会情勢は、急激な少子高齢化等に起因する人口構造の変化や、高度情報化の進展等により家族形態や地域社会が大きく変化し、私たちの生活にも様々な影響を及ぼしています。このような変化に対応していくためには、魅力に満ちた、豊かで安心していきいきと暮すことのできる地域社会の構築が、これまで以上に求められています。

また、村民と行政との協働による地域づくりを目指す本村にとって、性別に関わりなく、一人ひとりが個性と能力を十分生かすことができ、ともに自立し豊かに生きることができる男女共同参画社会の実現は、村政推進の大きな力となるものと確信しています。

これまで「第2次男女共同参画社会づくり計画」に基づき、男女共同参画を推進してきましたが、令和4年2月に実施した村民意識調査の結果からは、男女の立場などの平等感が高いとは言えないことが明らかとなりました。今回、この調査結果を踏まえ、急激に変化する社会情勢に対応した「第3次五木村男女共同参画社会づくり計画」を策定しました。

男女共同参画社会は、村民の皆さまをはじめ、地域社会や事業者等と一体となり取り組むことで、初めて実現するものと考えております。皆さまのより一層のご理解とご協力をお願いします。

令和4年3月

目次

第1章 男女共同参画社会とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

1. 男女共同参画社会ってなに？
2. なぜ男女共同参画？

第2章 計画の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置付け
3. 基本理念
4. 計画期間
5. 計画の目指す姿
6. 計画体系図
7. 計画の推進体制

第3章 行動計画～具体的な取組み～・・・・・・・・・・10

- 基本目標1 男女共同参画社会実現のための意識づくり（P11～）
- 基本目標2 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり（P15～）
- 基本目標3 あらゆる暴力の根絶（P20～）

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

第1章

男女共同参画社会とは…？



男女共同参画社会ってなに？

男女共同参画社会とは、「男女共同参画社会基本法」第2条に、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定められています。

この条文の中の「参画」とは単なる参加ではなく、自らの意思によって主体的に企画や立案から意思決定、そして実施までの全ての段階に参加するということを示しています。

すなわち、家庭や地域、学校、職場など、社会のあらゆる場面で、誰もが自由と平等を享受し、性別に関わりなく自らの意思に基づく生き方が実現でき、男女が対等なパートナーとして共に支え合い、豊かな個性と能力を十分に発揮できる社会です。つまり、男女が性別によって差別されたり、固定的な役割が強制されたりすることなく、すべての人々の人権が尊重され、一人ひとりの個性と能力が十分生かされる社会づくりを目指すものです。

※男女共同参画は、男女の役割等を全て同じにするということではありません。



なぜ男女共同参画社会？

1999年に制定された「男女共同参画社会基本法」の前文では、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と記されています。

また、同法第14条では、市町村は「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない」と定められており、市町村には、地域の風土や伝統文化、慣習、住民意識、経済状況などを踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくことが求められています。

では、なぜ男女共同参画社会づくりが必要なのでしょう。その理由は、次のとおりです。

◇ 第一：基本的人権の尊重

我が国では、日本国憲法で「個人の尊重と法の下での平等」が保障され、教育基本法、労働基準法など各法律のうえでは男女平等が保障されています。しかし、現実には、職場における昇進・昇格、家庭における家事や育児・介護に伴う負担、「男は仕事、女は家庭」といった考え方に代表される性別による固定的な役割意識に起因する慣習やしきたりなど、男女間に格差があり、性別によって自己の個性や能力を発揮する生き方、働き方などの選択が制限されている状況が存在します。また、ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性の人権を著しく侵害する行為も見られます。

「男女共同参画」によって、基本的人権の尊重や、男女平等の意識を社会全体に浸透させる必要があります。

◇ 第二：社会経済情勢の変化への対応

少子高齢化の進展や人口減少、長引く景気の低迷による格差の拡大、家庭や地域社会の変化など、私たちを取り巻く社会経済情勢は急速に変化しています。

このような中、今後予想される労働力不足や、社会保障制度の維持への懸念、価値観の多様化、職業観の変化、家族形態やライフスタイルの多様化などに柔軟に対応していくためにも、女性の様々な分野への進出や男性の家庭参画、働き方の見直しが進み、男女が豊かな個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

◇ 第三：魅力ある地域づくりの実現

地域づくり活動では、これまで女性が大きな役割を担ってきましたが、下支えとしての参画は多いものの、企画立案段階への参画は進んでいないのが現状です。住民の半数以上は女性です。地方分権の時代、自分たちの地域を自分たちで創るためには、老若男女が地域づくりや暮らしの改善に参画し、新たな視点で取り組むことが地域の活性化や暮らしやすい地域づくりにつながります。

第2章

基本的な計画の考え方

1. 計画策定の趣旨

いきいき

五木村では、平成29年3月に「誰もがいきいき（五木五木）輝ける五木村」を目指し「五木村男女共同参画社会づくり計画」を策定し、様々な施策に取り組んできました。

このたび、現在の計画期間が終了することに伴い、意識調査の結果を踏まえ、近年の社会情勢に対応した「第3次五木村男女共同参画社会づくり計画」を策定しました。五木村における男女共同参画社会の実現に向けて、さらなる住みよい村づくりを推進します。

2. 計画の性格と位置付け

(1) 市町村男女共同参画計画としての位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」に位置付けられるものであり、五木村における男女共同参画社会の形成に向けた総合的な指針です。

(2) 法令及び関連計画との整合性

この計画は、男女共同参画社会基本法や、熊本県男女共同参画推進条例及び国や県の男女共同参画計画との整合性を図っています。また、「五木村第4次総合計画」や「五木村次世代育成支援行動計画」「五木村特定事業主行動計画」との整合性を図っています。

(3) 女性活躍法に基づく「市町村推進計画」としての位置付け

この計画は、国の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」にも位置付けられます。

(4) 「DV対策基本計画」としての位置付け

この計画は、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3号に基づき、第3章行動計画の「基本目標3 あらゆる暴力の根絶」の施策を「五木村DV対策基本計画」として位置付けます。

3. 基本理念

五木村では、男女共同参画社会基本法に掲げる次の5つの基本理念に準じ、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会の対等な構成員として、家庭・地域・職場・学校などあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、誰もが性別による固定的な役割意識にとらわれることなく、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりを目指します。

*** 男女共同参画社会基本法の5つの基本理念 ***

- 1. 男女の人権の尊重**
- 2. 社会における制度又は慣行についての配慮**
- 3. 政策等の立案及び決定への共同参画**
- 4. 家庭生活における活動と他の活動の両立**
- 5. 国際協調**

4. 計画期間

計画期間は、令和4年(2022年)4月から令和9年(2026年)3月までの5カ年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じ、見直しを行っていきます。

5. 計画の目指す姿……

◇ 目標とする姿…

「誰もがいきいき(五木五木)輝ける五木村」

五木村で男女共同参画社会が実現した姿を「誰もがいきいき(五木五木)輝ける五木村」と設定し、実現を目指します。

6. 計画の基本目標……

本計画では3つの基本目標を掲げ、各分野にわたる施策を計画的に推進し、「男女共同参画社会の形成」を目指します。

◇ 基本目標1 男女共同参画社会実現のための意識づくり

一人ひとりが男女共同参画を理解し、身近に感じられるように浸透させていきます。

◇ 基本目標2 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり

一人ひとりの個性と能力を十分生かし、様々な場面で参画しやすい環境づくりを小さなことや、できることから進めます。

◇ 基本目標3 男女の人権の尊重

いかなる暴力も容認しない社会風土を醸成し、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

7. 計画体系図

計画の目指す姿を実現するために、3つの基本目標を定めます。それぞれの基本目標を達成するために、施策の基本方針に沿って取り組みます。



8. 計画の推進体制

この計画に基づき、男女共同参画社会を実現するためには、行政の推進体制の充実はもちろん、地域・村民等の理解や協力が不可欠です。まずは行政が啓発体制を確立し、地域・村民等にこの事業の内容を伝え広げていくことが必要となります。そして、村民一人ひとりが男女共同参画に対する取り組みが必要だと認識してもらえるように推進します。

なお、この計画は5年ごとに内容の推進状況を検証し、見直しを行っていきます。

1 村の推進体制の充実

計画の推進に当たっては、各部署が一体となり、取り組む施策に男女共同参画の視点を取り入れ、男女共同参画社会づくりを進めます。庁内等の「男女共同参画庁内等勉強会」が中心となり、庁内体制の充実を図ります。

2 関係機関、関係団体、地域、村民との連携

本村の「男女共同参画推進員」と、関係機関や関係団体、地域、村民とのつながりを大切にし、意見や活動を尊重しながら連携し、この計画が根付いていくように推進していきます。

3 計画の進捗状況の公表

計画の進捗状況を、村民に分かりやすく公表します。

第3章
行動計画
～具体的な取組み～

◇ 基本目標 1 男女共同参画社会実現のための意識づくり

一人ひとりが男女共同参画社会を理解し、身近に感じられるように浸透させて行きます。

(1) 現状と課題

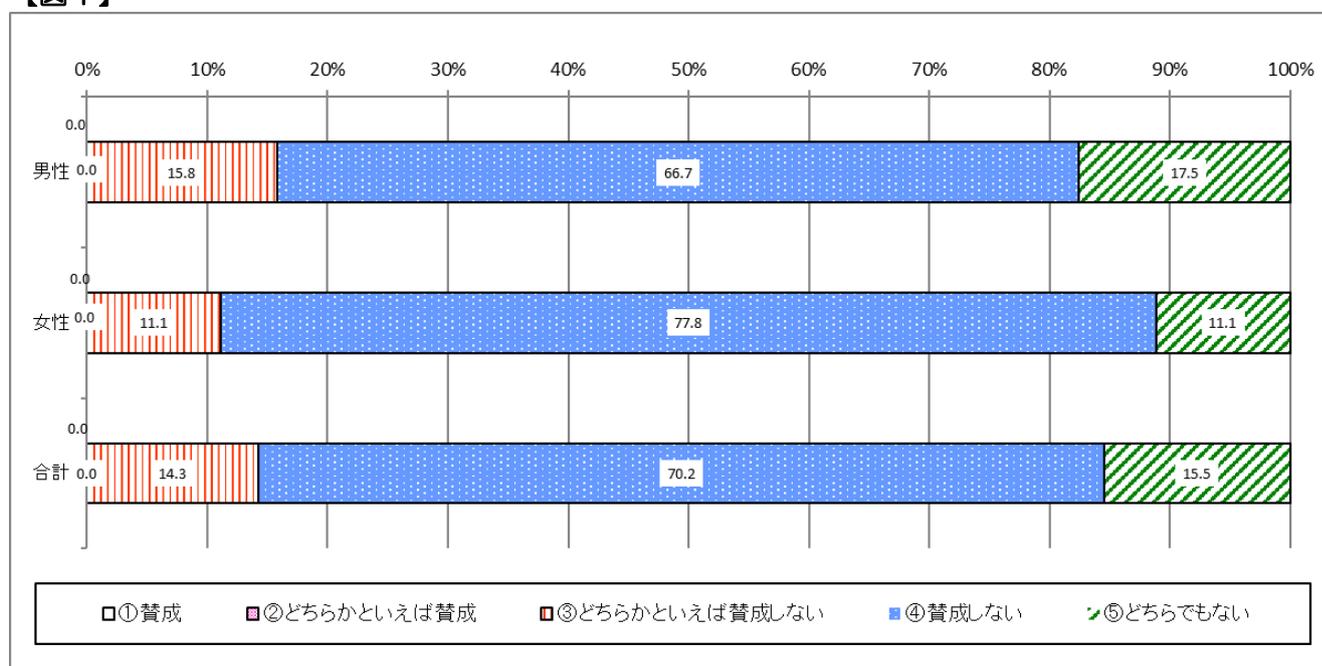
五木村の「第3次男女共同参画社会づくり計画」策定の参考とするため、令和4年2月に「男女共同参画に関する村民意識調査」を実施しました。この調査結果及び様々な統計調査結果を基に、本村の男女共同参画の現状と課題を見ていきます。

① 五木村における固定的な性別役割意識（男女別）

Q 「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定する考えについてどう思いますか？

「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を決める考え方に【賛成しない・どちらかといえば賛成しない】と回答した割合は8割を超えています。前回調査と比較して、「賛成する」と回答した方は0人であり、意識改革の表れが出ています。

【図1】



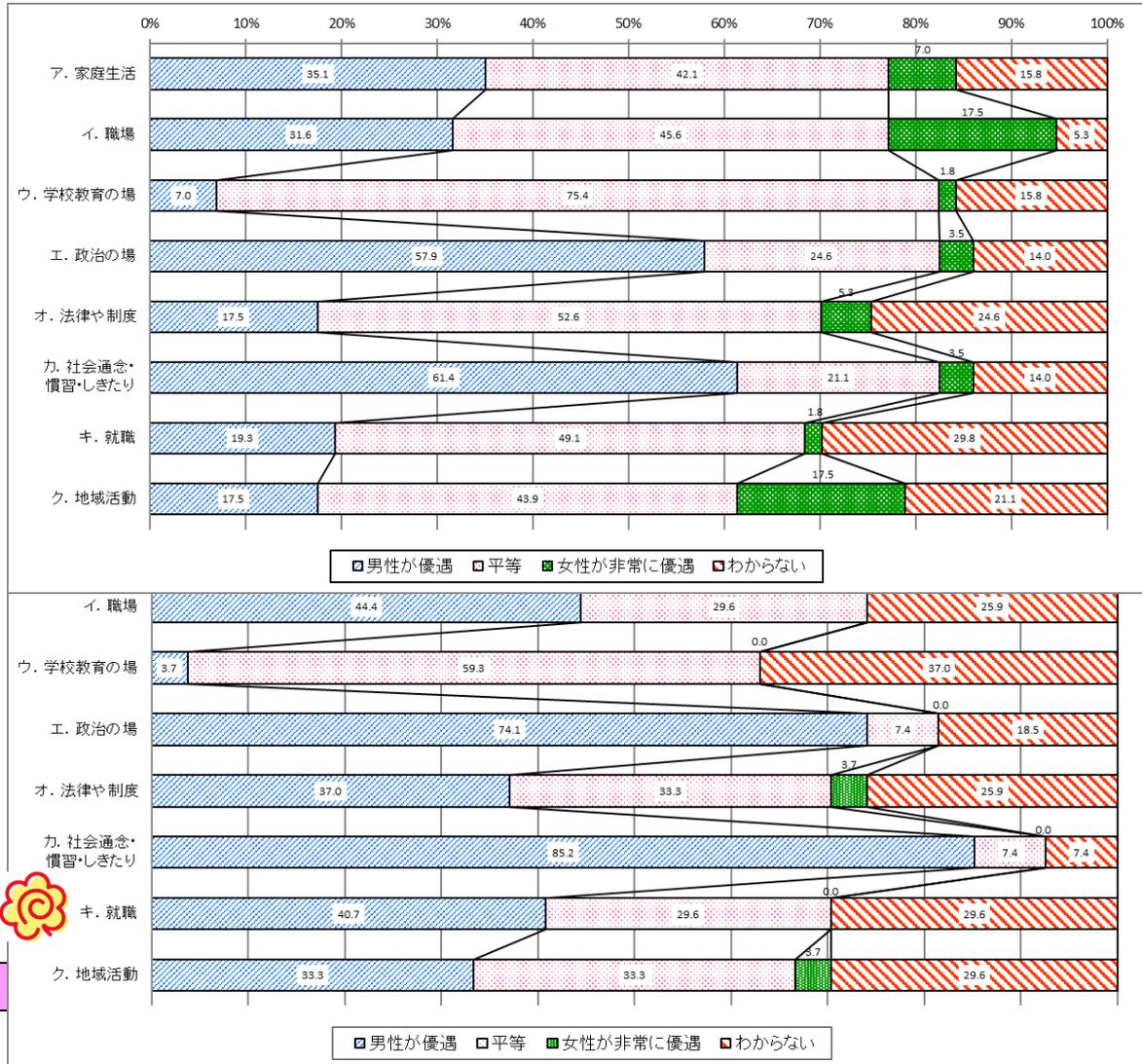
Q 一般的に男女の地位は平等になっていると思いますか？

男女の地位の平等感については、「社会通念・習慣・しきたり等」で男性の6割以上、女性の8割以上が【男性が優遇】と回答しています。また、男性と女性の地位の平等感にも違いがあり、ほとんどの分野において女性のほうがより【男性が優遇】

と感じています。

各々が持つ固定的な考え方を、「家庭・地域・職場・学校」という身近な生活の拠点を通じて気付き、身近なところから意識を変えていくとともに、男女の地位の平等感が高まるよう、社会の実態も少しずつ変えていく必要があります。

【図2】*男性*



割合		
全ての分野での男女の地位の平等感 (男性)	44.5%	100%
全ての分野での男女の地位の平等感 (女性)	26.4%	100%
男女共同参画に関する記事の広報誌や ホームページへの掲載	—	2回

(2) 施策の基本方向

◇ **重点目標① 性別役割意識の変革・人権としての性の尊重**

固定的な性別役割意識の解消や男女共同参画の正しい理解を促進する啓発活動を積極的に展開するとともに、職場・家庭・地域における性別役割意識と実態を把握し、小さなことから見つめ直します。

また、一人ひとりが自信を持って意見を伝え、行動できるような意識づくりに取り組みます。

村の取り組み

具体的施策	取組内容	担当課
①男女共同参画に関する意識の徹底	村の広報等の情報発信時に男女共同参画の視点に立った表現を徹底します。	全庁
②男女共同参画に関する広報・啓発	広報いつきや村ホームページに男女共同参画の関連記事を掲載するなど村民の意識啓発を行います。	総務課
③様々な機会を通じた意識啓発	地区の会合や行事などの様々な機会を通じて男女共同参画に関する意識啓発を行います。	総務課
④人権擁護委員を通じた意識啓発	村の人権擁護委員等の活動を通して、人権尊重の啓発を図ります。	住民税務課
④男女共同参画に関する現状把握と活用	男女共同参画に関する実態を把握し、身近な視点から啓発を行い今後の施策に活用していきます。	総務課 保健福祉課

◇ **重点目標② 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の推進**

男女平等の理念を推進する教育・学習を推進するとともに、家庭や社会教育の場で男女共同参画の視点に立ち、誰もがお互いを慈しみ思いやりを持てるよう取り組みます。

また、職場でも、仕事と家庭生活が両立でき、毎日いきいきと働くことができるよう意識づくりに取り組みます。

村の取り組み

具体的施策	取組内容	担当課
①様々な機会を通じた意識啓発	家庭教育力の向上を図る啓発等を展開します。また、父親を含め家族全員で子育てすることの大切さを啓発します。	教育委員会
②男女共同参画に関する現状把握と活用	様々な分野での学習機会を充実させ、生き甲斐を持ち、日々学び、男女のあらゆる分野における参画が広まるよう呼び掛けます。	総務課 保健福祉課 教育委員会
③地域の意識啓発	地域での、男女共同参画への理解を深めるため、区長を対	総務課

◇ 基本目標2 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり

一人ひとりの個性と能力を十分生かし、様々な場面で参画しやすい環境づくりを小さなことや、できることから進めます。

(1) 現状と課題

① 仕事と家庭の調和について

**Q 女性が職業を持つことについてどう思いますか？
一番近い考えを一つ選んでください。**

熊本県の調査によると、「子どもができてもずっと職業を持ち続ける」と回答した人の割合が最も多く、次に「子どもができたなら職業をやめ大きくなったら職業を持つ方がよい」となっており、この2つの回答で全体の8割以上を占めています。

また、前回調査と比べ、「子どもができてもずっと職業を持ち続ける」と回答した人

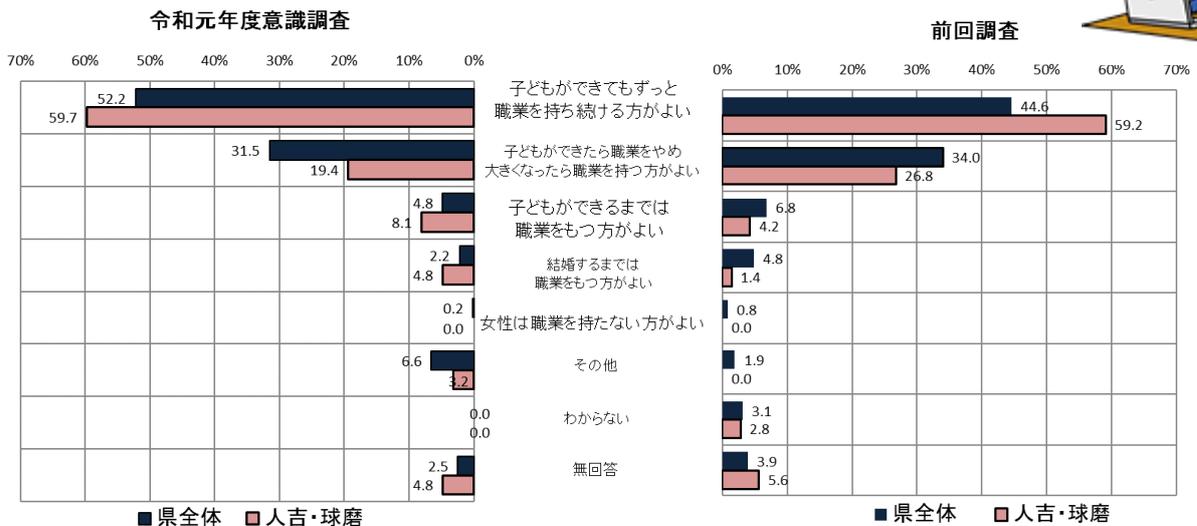
の割合が増え、特に女性が前回調査よりも約10%増えています。

一人ひとりが性別に関わらず家族の一員としての役割を考え、十分にコミュニケーションを取って、互いに協力しながら役割を果たしていけるよう、自分の家庭を振り返ることが大切です。

また、家事等が女性に偏る要因の一つとして、男性の長時間労働も指摘されています。ワーク・ライフ・バランスへの理解が進み仕事と家庭を両立させるための支援制度が充実し、男女がともに仕事上の責任を果たしながら、ライフステージに応じた多様な生き方が選択できるよう取り組む必要があります。



【図4】



②女性の職業や社会参画について

五木村での各役職に占める女性の割合



国では、「指導的地位に女性が占める割合を、30%程度」とすることを目標に男女共同参画推進を図るため平成27年9月に「女性活躍推進法」を交付・施行しました。それに基づき、本村でも令和3年4月に「特定事業主行動計画」を策定し、女性職員の活躍を推進しています。

五木村では、政策や基本方針決定の場での女性の参画の推進に努めているものの、各役職に占める女性の割合が村議会議員は8人中0人、村管理職は9人中1人であり、未だ低い水準にあります。様々な分野での活動が、特定の性や年齢層で担われている場面も見られます。

将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある地域を作っていくためには、ポジティブ・アクション(※)を推進するなど、男女がともに政策・方針決定過程に参画して、多様な個性・能力を發揮できる環境を整備していくことが必要です。

【図5】五木村での各役職に占める女性の割合（R3. 12現在）

	総数	うち女性	女性の割合
民生委員	10人	5人	50.0%
村審議会等委員	9人	1人	11.1%
村管理職	11人	1人	0.9%
教育委員	5人	2人	40.0%
区長（副区長）	25人	3人	12.0%
農業委員	6人	1人	16.7%
PTA会長	2人	0人	0.0%
消防団員	115人	4人	3.4%
計	183人	17人	9.2%



（※）ポジティブ・アクション（積極的改善措置）とは…??

固定的な男女の役割意識や過去の経緯から「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」等の差が男女の労働者間に生じている場合、このような差を解消するために、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組や制度のことです。

働く事や仕事に対する意欲の高い女性を積極的に登用し、能力が発揮されることが大事です！

🌸 成果目標

成果指標	現状（R3年度）	R8年度目標値
女性が登用されていない審議会等委員数 （地方自治法第202条の3）	5	0
村の審議会等委員に占める女性の割合 （地方自治法第202条の3）	18.7%	50%
村管理職（課長補佐級以上）の女性の割合 （管理職総数9人）	7%（1人）	50%（4～5人）
男性の配偶者出産休暇・育児参加のための 休暇の取得割合	—	50%

（2）施策の基本方向

- ☆ **重点目標①** 家庭や地域活動での男女共同参画の促進
家庭や地域の様々な分野において、男女がお互いを認め合い、ともに参画し、

誰もが健やかに安心して生活でき、自分の生き方を選択できる環境づくりに取り組みます。

村の取り組み

具体的施策	取組内容	担当課
①子育て・介護支援の充実	保育サービス・育児相談の充実や子育てサークル等への活動支援、子育てに関する情報提供など、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策を充実させます。 また、介護支援策の充実を図ります。	保健福祉課
②村民同士の交流や活動の推進	村民同士が触れ合えるような場を設け、交流が深まるように推進します。	総務課
③男女共同参画の視点を生かした地域づくり・農林業の活性化	各種団体等への支援やネットワークづくり、地域コミュニティの活性化など、男女が協力した各種活動を支援します。	総務課 ダム対策課 教育委員会
④お年寄り・障がい者が安心して暮らせる環境整備	地域による見守りや介護保険サービスの充実など、お年寄りが健やかに安心して生活を送ることができるよう取り組みます。 また、障がい者福祉サービスの充実を図るなど、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう取り組みます。	保健福祉課
⑥子どもと子育て家庭が安心して暮らせる環境整備	ひとり親家庭の自立支援など、子どもと子育て家庭が安全・安心・健康に暮らせるよう取り組みます。	保健福祉課

◇ 重点目標② 就業機会の拡大と労働環境の整備

就業・雇用の場における男女の均等な機会と待遇が確保され、男女が共に働きやすく仕事と家庭生活を両立できる労働環境の整備に取り組みます。

村の取り組み

具体的対策	取組内容	担当課
①雇用における男女の均等な機会・待遇の確保に向けた広報・啓発	男女が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる就業機会の確保に向けて、様々な機会を通して男女雇用機会均等法を周知し、継続して働ける就業条件の整備、セクシュアル・ハラスメントの防止を村内企業に働きかけます。 また、農林業分野では、家族での農林業労働における就業条件を定めた家族経営協定の締結を促し、働きやすい労働環境の整備を進めます。	総務課 保健福祉課 産業振興課
②ポジティブアクションの実施	全庁でポジティブアクションを進め、村内事業所にも促します。	全庁 総務課

<p>③仕事と家庭の両立に向けた広報・啓発</p>	<p>様々な機会を通し、育児・介護休業や両立支援制度が利用しやすい職場環境づくりに向けた啓発を行います。</p> <p>また、男性の長時間労働の見直しや育児・介護休業の利用を促します。</p> <p>さらに、年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図ります。</p>	<p>総務課 保健福祉課</p>
---------------------------	--	----------------------

◇ **重点目標③ 政策・方針決定の場への女性の参画促進**

あらゆる分野における政策・方針決定過程に男女が対等に参画することは、男女共同参画を推進するうえで重要な課題の一つです。各種会議等における女性委員の登用など、女性の政策・方針決定過程への参画を更に進めます。

村の取り組み

具体的施策	取組内容	担当課
<p>①村の審議会等における女性委員の積極的登用</p>	<p>村の政策・方針決定に関わる審議会等において、女性委員の登用を積極的に進めます。</p> <p>(全体の女性登用率50%を目指します)</p>	<p>総務課</p>
<p>②様々な分野における企画立案・方針決定の場への女性の参画促進、人材育成</p>	<p>地域づくりや農林業など地域のあらゆる分野における企画立案・方針決定の場に男女がともに参画し、協力して地域づくり等ができるよう、女性の登用を働きかけます。</p> <p>また、様々な分野において地域のリーダーとなる人材</p>	<p>総務課 ダム対策課 産業振興課 教育委員会</p>

	を、男女関わりなく発掘・育成します。	
③村の管理職等への女性登用	人材育成及び女性の職域拡大（配置の見直し）を積極的に進め、更なる資質の向上を図りながら、女性の管理職等への登用を進めます。	総務課

◇ 基本目標3 あらゆる暴力の根絶

いかなる暴力も容認しない社会風土を醸成し、誰もが健康で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

（1）現状と課題

ドメスティック・バイオレンス（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を大きく阻害します。この他にも、社会には、性暴力や売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、性に関する人権侵害が数多く存在します。

①県内のDV被害経験

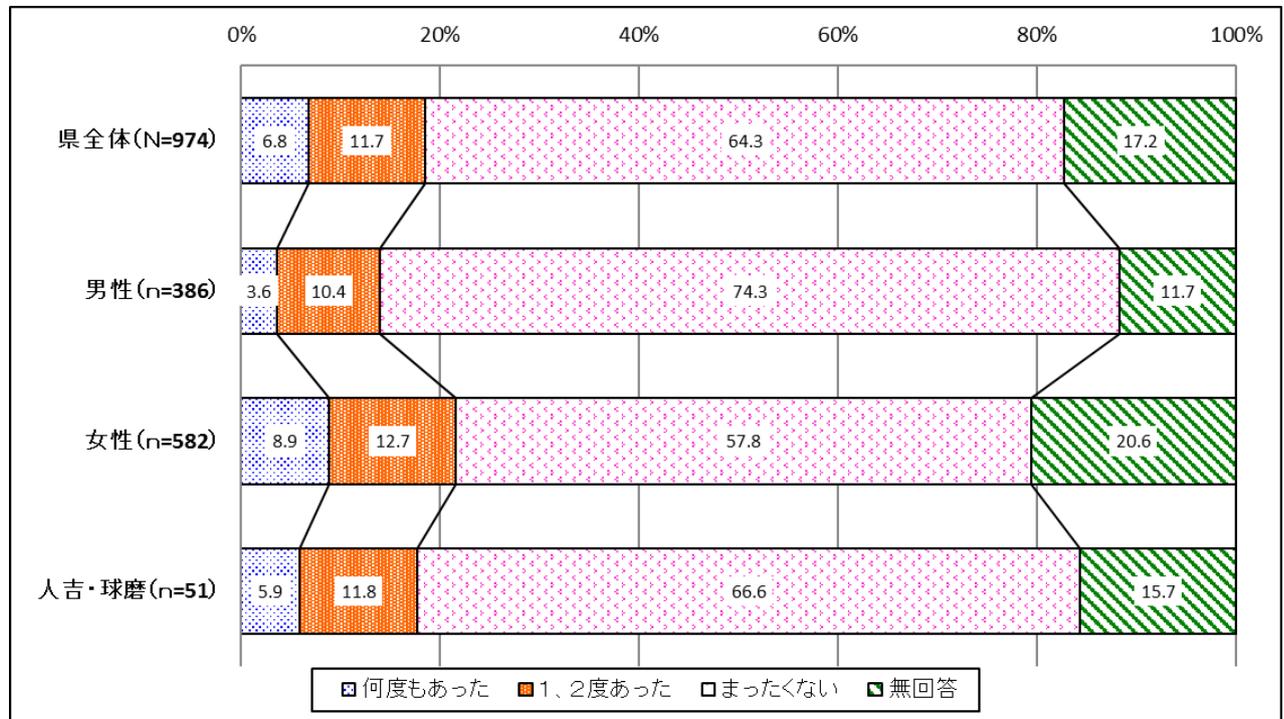
Q 配偶者がいる方にお尋ねします。あなたは、配偶者から身体的暴力や心理的攻撃、性的強要を受けたことがありますか？

県の調査によると、女性の4人に1人、男性の4人に1人がこのDVの被害経験が

あると答えています。

男女共同参画社会を実現するためには、いかなる暴力も容認しない社会風土を醸成し、誰もが健康で安心して暮らせる取組みを進める必要があります。

【図6】

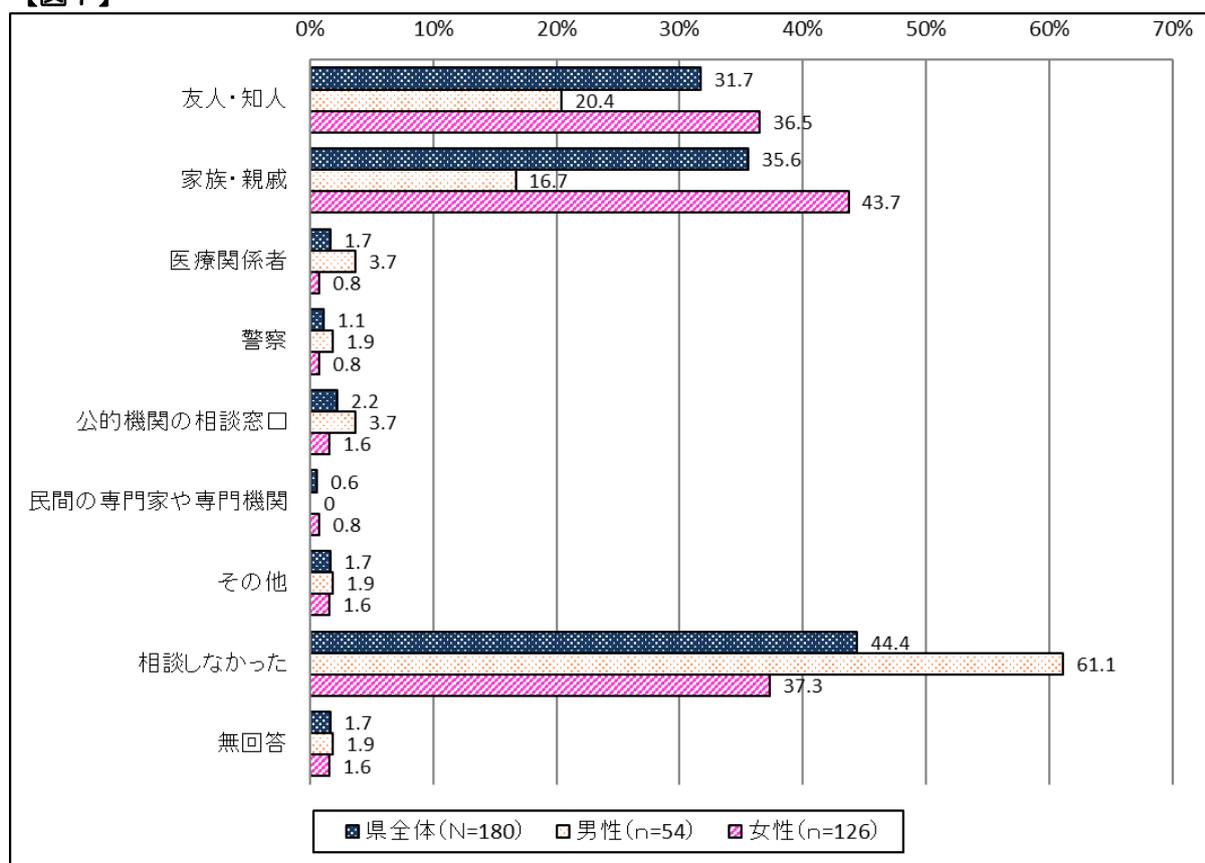


Q DV被害を受けた経験がある方にお尋ねします。そのことについて誰かに相談しましたか？

DV被害経験がある方の4割が【誰にも相談をしなかった】と回答しています。

さらに、公的機関や医療機関、民間の専門機関に相談した方の割合は6%以下となっており、相談窓口の充実と利用啓発が大きな課題となっています。

【図7】



成果目標

成果指標	現状（R3年度）	R8年度目標値
①あらゆる暴力の根絶に向けた広報誌やホームページでの啓発及びDV被害者の相談窓口の周知	—	2回
② 五木村におけるDVの認知度	— 熊本県（70.5%）	100%
③五木村におけるDVに関する相談機関の認知度	— 熊本県（67.8%）	100%

（2）施策の基本方向

◇ 重点目標① いかなる暴力も容認しない社会の形成

暴力は、人権侵害の中でも特に被害者を深刻な状況に追い込みます。また、暴力は犯罪であり、重大な人権侵害です。

あらゆる暴力の根絶のために、DV等への理解を深め、人権侵害に関する意識啓発を行います。

村の取り組み

具体的施策	取組内容	担当課
①DVの根絶に向けた意識啓発	家庭から暴力を無くすために、広報誌やホームページ等を活用し、住民に対する意識啓発を行います。	保健福祉課
②あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発	性暴力や売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー被害、パワー・ハラスメント等の人権侵害の根絶に向けた啓発を行います。	保健福祉課 総務課

◇ 重点目標② 支援体制の整備

被害者相談窓口の充実、あらゆる暴力を根絶するために必要不可欠です。

本村では、これまでの相談体制や支援内容を見直し、関係機関と連携してあらゆる暴力の根絶を目指していきます。

村の取り組み

具体的施策	取組内容	担当課
①DV等被害者支援	関係機関と連携してDV・虐待被害者の早期発見や安全確保、自立を支援します。 また、緊急時の被害者の安全確保に努めます。	保健福祉課
②相談体制の充実	広報誌やホームページ等で相談窓口の周知を図り、様々な困難を抱えた村民の各種相談に適切に対応します。	保健福祉課

男女共同参画計画資料編

熊本県男女共同参画推進条例

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者(県内において事業活動を行うすべてのものをいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い(明確な差別的意図がなくとも、差別を容認したと認められる取扱いを含む。)を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行われなければならない。

(県、県民、事業者及び市町村の協働)

第8条 男女共同参画社会の形成は、県、県民、事業者及び市町村の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われなければならない。

(県の責務)

第9条 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(県民の責務)

第 10 条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 11 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、自ら男女共同参画社会の形成に努め、男女が対等に事業活動に参画できる機会を確保し、及び職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

(市町村との連携)

第 12 条 県は、市町村の男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村に対し、県が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策への協力を求めることができる。

(男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止)

第 13 条 何人も、男女共同参画社会の形成を阻害する次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場における性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為
- (2) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対し身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為

(公衆に表示する情報における表現への配慮)

第 14 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

(男女共同参画計画の策定等)

第 15 条 知事は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第 16 条 県は、広報活動を通じて基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 県は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

(職業生活と家庭生活等との両立の促進)

第 17 条 県は、男女が共に職業生活と家庭生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

(農山漁村における男女共同参画社会の形成の促進)

第 18 条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、農林水産業経営及びこれに関連する活動又は地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(県の附属機関の委員の選任における配慮等)

第 19 条 知事その他の県の執行機関は、その管理に属する附属機関等を組織する委員その他の構成員の選任に当たっては、できる限り男女の数の均衡を図るものとする。

2 知事その他の県の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

(調査研究)

第 20 条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第 21 条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置)

第 22 条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施し、並びに県民及び男女共同参画社会の形成を推進する団体が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(苦情の処理等)

第 23 条 県民又は事業者は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、知事に申し出ることができる。

2 県民又は県内に在勤若しくは在学する者は、第 13 条に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為を受けたときは、知事に相談を申し出ることができる。

3 知事は、第 1 項に規定する苦情の申出について、迅速かつ適切に処理するための体制を整備するとともに、その処理のため必要があると認めるときは、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、第 2 項に規定する相談の申出について、迅速かつ適切に処理するため相談員の設置等必要な体制を整備するとともに、必要に応じ関係機関と連携してその処理に努めるものとする。

(年次報告)

第 24 条 知事は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第 3 章 熊本県男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第 25 条 知事の附属機関として、熊本県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 男女共同参画計画の策定に関する事項
 - (2) 第 23 条第 1 項の苦情の処理に関する事項
 - (3) 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の評価に関する事項
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項
- 3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第 26 条 審議会は、委員 10 人以内で組織し、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

- 2 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(専門部会)

第 27 条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

第 4 章 雑則

(雑則)

第 28 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)第 14 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画計画は、第 15 条の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。